

## 議案第 23 号

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 10 日提出

三宅町長 森田 浩司

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和48年三宅町規約第3号）の一部を次のように変更する。

題名及び第1条中「、三宅町及び田原本町」を「及び三宅町」に改める。

第2条第1項中「、三宅町及び田原本町」を「及び三宅町」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約新旧対照表

改正後（案）	現 行
<p>天理市、山添村、川西町及び<u>三宅町</u>一般廃棄物の処理事務委託に関する規約</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 天理市、山添村、川西町<u>及び三宅町</u>（以下「関係市町村」という。）が広域的に一般廃棄物の処理を行うため、この規約を定める。</p> <p>（委託事務の範囲）</p> <p>第2条 山添村、川西町<u>及び三宅町</u>（以下「関係町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を天理市に委託する。</p> <p>（1） 山添村 一般廃棄物の処分（し尿は除く。）</p> <p>（2） 川西町及び三宅町 一般廃棄物の処分</p> <p>2 天理市が処理する関係市町村の不燃物等のごみの埋立に要する用地は、関係町村が協議して確保する。</p> <p>第3条～第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>天理市、山添村、川西町、<u>三宅町</u>及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 天理市、山添村、川西町、<u>三宅町</u>及び田原本町（以下「関係市町村」という。）が広域的に一般廃棄物の処理を行うため、この規約を定める。</p> <p>（委託事務の範囲）</p> <p>第2条 山添村、川西町、<u>三宅町</u>及び田原本町（以下「関係町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を天理市に委託する。</p> <p>（1） 山添村 一般廃棄物の処分（し尿は除く。）</p> <p>（2） 川西町及び三宅町 一般廃棄物の処分</p> <p><u>（3） 田原本町 一般廃棄物のうち、焼却灰の処分</u></p> <p>2 天理市が処理する関係市町村の不燃物等のごみの埋立に要する用地は、関係町村が協議して確保する。</p> <p>第3条～第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>